

**我が国の民間企業によるイノベーション投資の促進に関する研究会**  
**第2回制度デザイン検討ワーキンググループ**  
**議事要旨**

- **日時**：令和6年8月22日（木）9時00分～11時00分
- **場所**：経済産業省別館240共用会議室・オンライン併用開催（Teams）

■ **議題**：

1. 開会
2. 事務局説明
3. 自由討議
4. 閉会

■ **議事概要**

上記議題について広く意見交換を行い、下記のような議論が行われた。

- 対象知的財産権のライセンス・譲渡契約に不可欠なデータ・ノウハウが複合している場合は一体として考える点について、英国では、対象特許と対象外知財に関連性があり、且つ、同一の製品やサービスに用いられる場合は、特許権と対象外知財を含めたライセンス料を対象とすることが認められると聞いている。対象外知財無しでは特許権が実質的に利用できないといった一体不可分性まで求めることは厳しいと考える。ライセンス先により、特許とノウハウをセットでライセンスする場合、特許のみをライセンスする場合、もしくは、AIプログラムとデータをセットでライセンスする場合、AIプログラムのみをライセンスする場合など、ライセンス方法は様々である。例えば、A社に特許権とノウハウをセットでライセンスを行った後、B社に特許権単独でライセンスを行う場合に、B社に特許権単独でライセンスを行っているとの理由から、A社のライセンス契約が一体不可分ではないと事後的に判断されることは避けるべきである。一体不可分の考え方について、柔軟に取り扱って欲しい。
- A社との契約締結時点では、A社はノウハウや技術がなく、特許の明細書に書かれている情報だけでは開発を進められないが、B社との契約締結時点では、B社は特許のみで開発を進められるという場合に、A社との契約が一体不可分ではなかったと事後的に判断されてしまうのか。事後的な判断によって一体不可分のものが一体不可分ではないと変更されてしまうのであれば、英国の制度の方が使い勝手が良い。当初は非公知であったノウハウが、時間が経ち公知技術になることもあり得る。契約締結時点において、当事者にとって一体不可分であったかどうかで判断されると良い。

- 一体不可分という表現は、そうでなければならぬといった絶対的な印象を与えかねない。一体不可分の判断が事後的に問題となることは良くない。当事者や時点の観点から幅がある方が運用しやすいと思う。記載方法を検討して欲しい。
- 許諾しているノウハウ・技術供与の範囲と、許諾している特許のクレームの範囲がある程度一致していることをもって、一体不可分であると認めることができると考える。全ての場合において適切な方法であるとは言えないが、このような簡易な方法でも判別できる場面があると思う。
- AI 関連プログラムはノウハウがないと使えない。おそらく、ノウハウの割合の方が大きい可能性が高い。データも同様であり、大量に提供しなければいけない。ノウハウとデータを組み合わせることで収益が広げられる。ノウハウやデータが含まれると、制度の使い勝手が良くなる。
- 資料 3 の p7 (6) について、対象となる AI 関連ソフトウェアであることを示す証憑は、営業秘密に該当するものを避けるとの記載がある。営業秘密等の漏洩を防ぐため、機微情報に触れない範囲で機能について説明できる資料を提出するとあるが、提出先はどこなのか。民間団体であれば、秘密管理性に問題ないことを表明して欲しい。提出資料の公開の有無についても記載して欲しい。
- 資料 3 の p13 における、対象知財の適格研究開発費の範囲について、権利化に要する知財部員の人件費、特許庁に支払う印紙代、特許事務所手数料など、どのような費用が含まれるのか、ガイドラインで明示して欲しい。支払ライセンス料の範囲についても、例えば、自動車の研究開発において、ライセンスしている特許とは関係のない部品のロイヤルティの支払いまで含まれるとは考えにくいいため、ガイドラインで明らかにして欲しい。また、PE で行った事業に係る研究開発費についても、どのような費用が想定されているのか分かりにくいいため、ガイドラインで説明して欲しい。
- 資料 3 の p14 における、自己創出比率の算出手順について、対象知的財産権に直接関連する研究開発プロジェクトを特定するとある。「直接関連する」という言葉の考え次第で、自己創出比率の計算方法が変わる可能性がある。直接関連する研究開発の考え方を示した上で、研究開発がプロジェクト単位で管理されておらず企業全体の研究開発費用を用いて自己創出比率を算出する際において直接関連する研究開発とは何であるか、複数プロジェクトが関連する場合はどうするかを示して欲しい。特に、複数プロジェクトが関連する場合は、費用の重複部分が生じる。その費用と「直接関連する」

点をどう考えながら計算すれば良いかをガイドラインで示せると、より使いやすくなると思う。

- 年単位でプロジェクト名をつけている場合、少し技術が変わるとプロジェクト名も変わる。特許で見ると、どこまでのプロジェクトが対象となるか分からないと思う。割り切る場合には、プロジェクト名で判断すると明記されると、使い勝手が上がる。
- 「直接関連する」という考え方として、発明者の主なプロジェクトが該当するという記載がガイドラインにあると、特許と紐づけるプロジェクトの判断がしやすい。他方、「直接関連する」ことについて、コンポーネントを集めて製品を作る企業のケースで次の事項を検討する必要があるかもしれない。例えば、〇〇の研究開発において A、B、C の3つのプロジェクトがある場合、各プロジェクトに研究開発費が配分されているが、プロジェクト間のすり合わせは必ず行われるところ、すり合わせによる議論の中で特許が生まれることも多くある。A、B、C の研究者が発明者と認識できていれば3つのプロジェクトに関わる特許であると分かるが、A の研究者が技術に詳しく、B や C を取りまとめる場合、A のプロジェクトとして特許にするというケースが想定される。このようなケースでは、後に特許とプロジェクトを紐づける際に、A のプロジェクトとしか紐づけができない。特許と紐づく実際のプロジェクトはもっと広いという議論が残ることを懸念している。
- 発明者起因の判断は一つの手法であり、そうあるべきだと思う。他方で、実務的にできる場合とできない場合がある。特許の場合はその方法でプロジェクトの特定が可能かもしれないが、AI 関連プログラムの場合は発明者がいるようでない。様々なプロジェクトの研究者が集まり作成することが多く、発明者起因の追跡が難しい。発明者起因の判断はあくまで選択肢の一つとし、手法を限定することに関しては慎重になるべきである。
- ソフトウェアの場合、エンジニア単位で、オンショアやオフショアを含めて、同時並行的に複数のプロジェクトが動いている。このプロジェクトによりこのソフトウェアが作成されると紐づけられるケースは少ないため、発明者起因とすると誰が発明者か分からないことがあると思う。特許と AI 関連プログラムとで異なるため、分けて説明すると良い。
- 創薬といった分野の研究開発においては、研究において特許を取得し、取得した特許を用いて10年程度をかけて開発を行う。製品開発後、承認・申請して市場に出るまで1年程度を要する流れの中で、直接要した研究開発費がどこまで対象となるのか。研

究開発費が限定されると制度を利用しにくい。ガイドラインを作成する際に、長い期間を要する研究開発の業界特性を含めて欲しい。

- 自己創出比率は、比率が高まる方が企業に有利になる。基本的には主なプロジェクトで捉えると比率が下がるが、他のプロジェクトも含めると高まるならば、企業としては高まる方を選択すると思う。対象を絞らずに、企業が有利な方を選択できる仕組みが良い。
- 自己創出比率について、どこまで適格かを企業自身が説明し、比率を上げていくことも一つの工夫だと思う。他方で、比率は下がるが手間の費用対効果を考慮し、適格の範囲を簡易的に捉える方向も考えられる。比率を算出する上で、各社が工夫できる幅がある方が、運用しやすいと思う。
- 自己創出比率の分子について、適格研究開発費に含まれないものを同定していくことは、規模の大きい企業ほど手間がかかり厳しいため、現実的には難しい。直接に税制のメリットとは関係のない事業部門に作業依頼をすることも難しい。
- 特許とノウハウ等が一体不可分である点の証跡として交渉記録等を保存する対応は厳しいと考える。交渉記録等を残しておらずに困るケースが想定される。他の証跡案を示してもらいたい。
- 英国が同じような制度を運用していると思うので、本制度の運用にあたり、英国がどのような証跡を求めているのか参考にすると良い。
- 租税特別措置法と OECD のルールに準拠し、且つ、国税当局に対して説明できることが重要であるため、客観的に一体不可分である点を示せると良い。しかし、契約書に一体不可分であると記載されていないと思うし、また、交渉の経緯を公式なメモとして会社に残す実務もあまり行われていないと推察する。
- 証拠の信用性という観点からは、税務申告前に作成された交渉記録が該当すると思うが、裁判の場合は証人による証言も証拠となる。ライセンスを受ける側の内部承認となるが、ノウハウを有していなかったと証言することが証拠となれば良い。交渉記録等を証跡として保存するという要件は限定的であるため、保存することが望ましいという程度にすると良い。他の委員からも指摘があったように、特許のフレームの範囲と提供したノウハウの技術範囲を比較するといった客観的な技術内容からも実証できると良い。

- 海外関連者を通じて第三者へ研究開発を委託する場合、パススルー取引で実態上第三者にライセンスをしている場合について、会社による取引の形態によっても異なると思うが、関連者がマークアップを取得しない契約もあれば、管理などを含めてマークアップを取得する契約もある。子会社に利益が生じていなければ認める方向性なのか。移転価格上、関連者が利益を得ずに取引することが認められないこともあるため、多少の利益を関連者が得ても良いのか。ある程度の方角性を定めて欲しい。
- 経産省へ提出する申請書の様式全般について、所定の様式を提出するのみで、根拠資料を添付する必要がないのであれば、手間が少なく非常に有り難い。
- 手続き全般について、ライセンス契約は単年で終了するものもあれば、数年続くものもある。税務申告は毎年行う必要があると思うが、証明申請の手続きに関しては、毎年の実施は申請者にとって手間であり、経産省の確認の手間にもなると思う。1回承認されたものは、次年度以降は簡略した手続で進められることも検討して欲しい。
- 仮に、事業年度が3月末の企業が申請する場合、4月末に申請し、60日以内であれば6月末までに証明書が交付される。その間に、5月末に法人税の見込納付があり、6月末に確定申告がある。会計監査との関係もあり、あまりに乖離しているといけないため、決算書や見込納付に本税制に関することを取り込むと思う。多数の申請があった場合にも、手続き上、間に合うのか。企業が用意できた段階から受け付けてもらえるといい。

以上

お問い合わせ先  
経済産業省イノベーション・環境局  
研究開発課  
電話：03-3501-9221